

弁護士会の宣伝マンとして働きます ～弱い立場の方に寄り添える弁護士会に

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

新理事者就任披露懇親会のご案内
日時 2024年4月1日(月) 午後6時～
(受付開始:午後5時30分)
場所 ホテルニューグランド 3階「ベリー来航の間」

神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり
「おごれる人も久しからず
ただ春の夜の夢のごとし」
学生時代に暗記
させられた平家物語の一
節である▼昨年来、何十
年も頂上に君臨した組織
やヒトが立て続けに転落
するのを目にした。岩盤
のように思えたものが俄
に瓦解し、泥沼の様相を
呈している。跳梁跋扈と
天網恢恢の聞き合いとい
ったところ▼法律家にも
関わりが深い領域であ
り、対岸の火事ではない。
傲慢な精神は崩壊につな
がることを銘記し、他山
の石としたい。謙虚に自
らを振り返り、今頂いて
いる仕事や立場を当然と
思わず、感謝を忘れたく
ない▼「あなたは請求書
型の人ですか。それとも
領収書型の人ですか」
以前耳にした興味深い問
いだ。要求ばかりでなく、
頂いているものに気付
き、気持ちよく領収書を
発行できる人でありたい
▼情報発信の手法や時機
についても考えさせられ
た。「言葉の軽率な人を見
るか。彼よりもかえつ
て愚かな者のほうに望み
がある」賢王ソロモンの
金言だ。動き出す前に千
思万考と胸中成竹が不可
欠だと分かる▼たとえ幾
らか失敗しても諦めず、
捲土重来を期すことも意
識したいところだ。儂い
春の夜の夢ではなく、現
実と明るい未来に目を向
け、爽やかな春の曙を体
感したい。

2024年度の当会理事者に、①新理事者としての抱負、②略歴、③趣味等、について語っていただきました。

次期 会長

岩田 武司(48期)

①2024年度の会長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

会長として取り組みたい施策をいくつかご紹介させていただきます。
これまで25年間この新聞の発行に携わって参りましたので、まずは当会

の対外的な広報に一層注力し、会のみならず当会所属の弁護士のプレゼンスを高めたいと思っております。

また、社会的、経済的に弱い立場にある市民に寄り添うような弁護士会にしたいと思っております。高齢者や障がいをお持ちの方、子どもはもちろん、成人後の若者でも

ひきこもっている方やSNS等を通じて犯罪に巻き込まれそうになっている方に対して、適切な法的助言を提供できるように環境作りができればと思っております。

男女共同参画の推進も重要なテーマだと考えています。個人的に選択的夫婦別姓の実現に以前より強い関心を持っており、当会として何らかのアプローチができないか考えています。

もう一つ、10年前に副

次期 副会長

今井 史郎(58期)

①各副会長の持ち味を活かしながら明るく岩田会長をサポートし、県民と会員を始めとする関係者の皆様のお役に立てるよう謙虚に努めていきたいです。

②県立鎌倉高校、明治学院大学卒業。銀行、法律扶助協会での職歴を経て、平成17年に当会入会。武井共夫先生のご指導の下、市民総合法律事務所

③趣味は、サッカー、音楽(学生時代に色々弾いた楽器は錆ついた状態)とジブリ映画の鑑賞等。犬の散歩が日課で、犬に話しかける癖がある穏健派タイプですが、今年度は外への発信力を高める自己改革に努めます。

小谷 馨(58期)

①副会長は様々な利害を調整していく仕事だと思っております。他の理事者と協力しながら、年間会務を行っていきま

①副会長は様々な利害を調整していく仕事だと思っております。他の理事者と協力しながら、年間会務を行っていきま

①歴史ある当会の副会長就任という貴重な機会を頂き大変光栄に思っています。責任の重さに大変プレッシャーを感じておりますが、財政制度委員会や財務室等に在籍した経験を活かし、全力かつ誠実に会務に取り組んでいく所存です。かながわ若手弁護士の会の代表経験もありましたので、若手の皆様の意見にも積極的に耳を傾けたいと思

①副会長就任という貴重な機会を頂き、ありがとうございます。これまで若手会員育成支援委員会や法曹養成委員会等で活動してきました。この経験を活かしつつ、活動の機会がなかった分野については成長と貢献を同時に進めたいと思っております。勇往邁進して取り組んでいきたいと思

①副会長就任という貴重な機会を頂き、ありがとうございます。これまで若手会員育成支援委員会や法曹養成委員会等で活動してきました。この経験を活かしつつ、活動の機会がなかった分野については成長と貢献を同時に進めたいと思っております。勇往邁進して取り組んでいきたいと思

(伊藤 暢章)

司法から見た神奈川の150年 第29回

第2次国体明徴声明と 安浦町陪審裁判

その1

連載第25回において、法廷での天皇機関説論争(神兵隊事件)を取り上げたが、今回は、それに先立つ国会での天皇機関説論争と国体明徴運動、そしてその頃横浜地方裁判所で行われた陪審裁判について紹介してみたい。

美濃部達吉が提唱した天皇機関説は、大正デモクラシーの時代から昭和初期にかけて、国家公認の憲法学説であり、昭和天皇もこれを受け入れていたとされる。

ところが、世界大恐慌後に柳条湖事件(1931年)、血盟団事件、五一五事件が起き(1932年)、「非常時」という

連載第25回において、言葉が流布され、国際連盟を脱退した1933年以降、高度国防国家建設が陸軍から提唱される(1934年)という流れの中で、1935年2月、貴族院本会議において、議員である菊池武男が、天皇機関説を排撃する演説を行った。

貴族院議員でもあった美濃部は、その主張に釈明する演説を行ったが、美濃部学説を排する国体明徴運動が起これ、同年8月、岡田啓介内閣は、天皇機関説は国体の本義に反するとの国体明徴声明を発した。美濃部は、同年9月、貴族院議員を辞職し、政府は、同年10

月、再度の国体明徴声明を発した。

陪審裁判は、大日本帝國憲法の下で立憲主義を進めようと、弁護士議員らが活動して制定された陪審法(関東大震災直前である1923年4月公布)に基づき、1928年に発足した制度であるが、国体明徴声明は、陪審制度と立憲主義を否定したと言える。

既に時代は、国家総動員体制作りに向けて動き始めていたが、横浜地裁での陪審裁判は機能していた。連載第27回、第28回で紹介した横須賀材木商放火事件陪審裁判の無罪判決(1935年11月

29日)は、美濃部が議員辞職し、2度目の国体明徴声明が出された後で言い渡された。

明けて1936年3月24日、二・二六事件の衝撃が続く中で、横浜地裁では、横須賀市安浦町空俵商放火事件陪審裁判が行われた。

公訴事実、被告人が、新築資金六百元を実兄より借財し、半分は返済したが残金を支払わないでいたところ、督促されて自宅を焼き大北火災運送保険からの三千万の保険金詐取を企て、裏手物置内の商売用葉箱の山に古いハトロン紙で放火し、同家を始め6棟を全焼せ

た。

当会は、秘密保護法が、国民の知る権利、そして我が国の民主主義の過程を侵害するとして、2013年に同法案に反対する会長声明、2014年には同法の施行に反対し廃止を求める会長声明を発出した。

今国会に提出が予定される経済安保版秘密保護法案は、更に国民の経済活動・技術発展すら大きく萎縮させるおそれがあり、極めて問題である。

秘密保護法の際と同様に、同法案の審議状況を注視し、国民の憲法上の権利を守るための当会の取り組みが求められる。

(会員 永田 亮)

しめた、というものである。

第1回公判では4人の証人尋問が行われ、翌25日の第2回公判では6人の証人尋問が行われた。

弁護側は、警察官の不当な取調べによる自白の強要があったと主張し、検察側はこれを否定した(昭和11年3月26日東京朝日新聞)。

3回目公判の26日は、検察側の論告と安斎弁護士による弁論があり、27日の公判では、裁判長による説示と陪審員への諮問があり、それを受けた答申は「しからず」であった。

その後の奇怪な展開については次回に述べる。

(続く)

セキユリテイ・クリアランス制度導入と

経済安保版秘密保護法案

講師の海渡会員

岸田内閣は、重要な経済情報を機密情報とし、その漏洩に「10年以下の拘禁刑」(執筆当時の予定、その後「5年以下の拘禁刑に変更)等の刑罰を科すとともに、機密情報の取扱いを有資格者のみに認めるセキユリテイ・クリアラ

ンス制度を創設する法案を、2月下旬にも国会に提出する予定である。

秘密保護法において特定秘密とされた4分野(外交、防衛、テロ、スパイ活動)に加えて、経済情報にも秘密の範囲が拡大されることから、国民の知る権利、表現の自由、報道の自由等の憲法上の権利への影響が懸念される。

当会では、1月30日、日弁連の秘密保護法・共謀罪対策委員会の委員を

務める海渡双葉会員を講師に、当該制度の内容と影響についての学習会を開催した。

学習会では、まず、秘密保護法成立後に多くの防衛情報が恣意的に隠され秘密指定が乱発されている状況、国連の自由権規約委員会からも勧告を受け続けていることなどが確認された。

そして、同法案の対象となる経済情報の中には、機密レベルの低い情

報も含まれること、民間企業から提供された情報も「政府の保有」する情報として対象となり得ることなど詳細な解説がなされ、日本経済の統制が強化されることによる軍産学共同の軍事国家化への懸念が示された。

学者による学術研究の公開の制限や、民間企業での技術利用などの制約の可能性もあり、技術発展への支障すら存在するという問題点も共有され

た。

1月10日、ロイヤルホイルヨコハマにて、賀詞交換会が開催された。今年、4年ぶりに、横浜地方・家庭裁判所、横浜地方検察庁、日本司法支庁センター、民事・家事調停協会からの来賓の出席を得ての実施となった。

冒頭、1月1日に発生した能登半島地震での犠牲者に対する黙祷を行った。続いて島崎友樹会長から新年の挨拶があり、震災に対する対応や年度内に行っていく当会の活動等についての話があった。

賀詞交換会においては、永年当会に在会する会員や、長寿会員への表彰が行われる。今回も、在会35年、50年、法曹50年以上で当会に在会25年の会員と、喜寿、米寿、卒寿を迎えた会員が表彰され、それぞれ会長から賞状と記念品を受け取った。

次に、横浜地裁所長が、来賓を代表して挨拶し、被表彰者へのお祝いの言葉を述べた。

続いて、被表彰者を代表して、横溝正子会員が挨拶した。新憲法による戦後の司法界での考え方の変化について、昭和40年代の自身の体験談を交えての話があり、出席者らの聞き入る姿が印象的であった。

その後、横浜地裁検事正の乾杯の発声で歓談が始まり、会場のそこかしこで被表彰者らと歓談する声が響いた。そして、常盤副会長の挨拶で閉会となった。

近時は

新型コロナウィルスの影響もあつてか参加者が減少しているように思えるが、被表彰者のお話を伺うと、「弁護士とは」という問いを改めて考えることができるので、とても有意義な会だと感じている。来年はより多くの会員が参加して更なる盛会となることを期待したい。

(会員 佐藤 裕)

- 表彰を受けた会員は、次のとおり。おめでとうございます。
- 1 在会35年の会員
池田忠正 串田誠一 沢藤達夫 関博行 竹森裕子 沼野輝彦 本間豊 望月孝礼
 - 2 在会50年の会員
會田努 岡本秀雄 佐伯剛 高荒敏明 竹久保好勝 中丸莊一郎 平石敬一
 - 3 法曹50年以上
在会25年
鐘尾彰文
 - 4 喜寿の会員
會田努 赤松由章 麻生興太郎 伊藤正二 大久保博 大友秀夫 勝山勝弘 小島衛 小山治郎 須須木永一 曾我大三郎 須口優子 田谷瑛子 畑谷嘉宏 藤田勝
 - 5 米寿の会員
大木章八 大谷喜與士 小柳泰治 久連山剛正 鈴木元子 畑山穠 横溝正子
 - 6 卒寿の会員
遠藤正敏 佐久間重吉 佐藤直 戸井田啓治
- (敬称略)

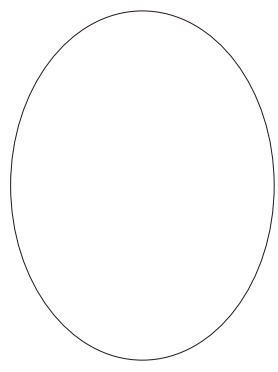
新たな年を迎えて 賀詞交換会

挨拶する横溝会員

- 挨拶する声がかしこで被表彰者らと歓談する声が響いた。そして、常盤副会長の挨拶で閉会となった。
- 近時は

理事者室 だより

ブランドファイナーレ?



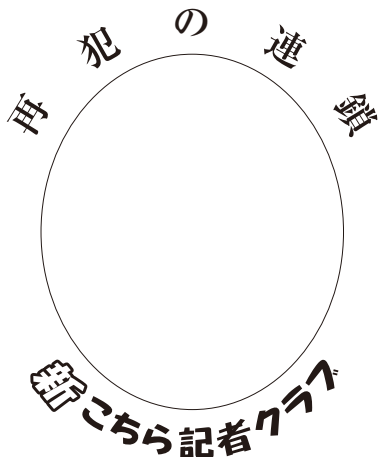
副会長 橋本 訓幸

理事者としての生活も 段々と残りが短くなつて きた。年が明けてからは、 新年宴会など、1年前に も参加したイベントにも う一度巡り合うなど、「1 年が経過した」ことを実 感させられた。執筆して いる1月末の時点の気持 ちとしては、終わりが見 えてきたという感じがあ りつつも、同時にまだ仕 事

事がたくさん残っている ことも感じている、とい うところである。 自分の担当業務として は、なんといってもIT 関係。弁護士会の基幹業 務システムの選定、会の ウェブサイトの刷新等は 相互に微妙に関連してい て、頭にイメージを描け ていたとしても、現実に 形にするのには、なかなか時間がかかる。来年度以降は、自らも参加する ワーキングチームにて引 き続き検討していきたい。 は果たしていきたい。

その他2月27日の臨時 総会も現時点ではまだ残 っている。会規の変更を 含んだ複数の議案があ り、各理事者とも調整に 余念がない。本稿が掲載 される頃には、臨時総会 がどのような結果を迎え たかは既に明らかになっ ているはずであるが、と もかくベストを尽くした 結果であるので、総会に 参加していただいた会 員、弁護士会事務局には 総会担当として感謝を申 し上げたい。

初任地の鳥取時代から「罪と 更生」に関する取材を続けてき た。取材した中には「パクラれ たのは、ただ『しくじった』か らだね」と反省の色がない 人もいた。一方で、「もう 絶対に罪を犯さないと決心 したのは『支えてくれる人 を裏切りたくない』と思っ たから」と話す40代男性も いた。その男性は出所から 10年経った今も真面目に働 いている。



男性は窃盗や詐欺などの 罪を重ねて計4回、通算10 年以上の年月を刑務所で過 ごした。小学校高学年の時 に一桁の九九が覚えられないの がクラスで自分だけで、「バカ がうつる」と周囲にからかわれ た。中学に入るとエスカレート 死。その後は生活費に困ると罪 を犯し、刑務所の入出所を繰り返した。更生への転機は「特別 調整」で出会った社会福祉士が

親身に支えてくれたことだった。 男性のような人がいる一方 で、以前に遺族を取材した際「妹 を殺されて3年以上たったが、 自分が生きているのか死ん でいるのか分からない気分 だ。なぜ妹や自分が苦しみ、 犯人は手厚く保護されるん だ」と話した兄もいた。加 害者の更生、被害者側の感 情には複雑な問題が存在し ている。 法務省の統計では刑法犯 の再犯率は48・6%と高 い。再犯者による「新たな 被害者」を出さないために、 記者として「再犯の連鎖」 の防止について今後も考えてい きたい。

(毎日新聞横浜支局 園部 仁史)

関弁連2023年度第2回地区別懇談会

横浜ロイヤルパークホテルにて開催!

1月23日、横浜ロイヤルパークホテルで、関弁連2023年度第2回地区別懇談会が開催された。この懇談会は、日弁連の会長、副会長、事務



熱唱する尾崎崎玉弁護士会会長

総長等が関弁連に赴き、各単位数からの質問に日弁連が回答するという内容で、弁護士会を取り巻く種々の問題について意見交換を行うことを目的としている。特に今回は当会が担当副会長の弁にも熱がこもっていた。 特に、民事裁判手続のIT化に関する議題に対しては、当会会員から現執行部に対し、Teams等の登録手続が煩雑であることを踏まえて、「もっと積極的に最高裁と折衝すべきだ。最近の執行部は物分りが良すぎるのではないか」との苦言が呈され、日弁連執行部が弁明するなど、白熱した議論が展開された。 続く懇親会では、関弁連常務理事(日弁連副会長を含む)有志のバンド「K-SPIRITS」による演奏が行われた。 うち1曲で、尾崎豊氏の実兄である尾崎康崎玉弁護士会会長が美声を披露するなど、会場は終始大盛り上がりであった。 地区別懇談会の議題は30題以上にも上ったが、全ての議題について質疑応答を行うことができた。これも島崎会長の議長としての適切な取り仕切りと当会会員を含めた参加者並びに事務局の協力があってからこそである。新型コロナウイルスも小規模となり、イベントもリアル開催が多くなっている中で、一つの試金石となるような有意義な懇談会であった。

(会員 千歳 博信)



情報セキュリティを考えると

はじめましょう

その42 いまさら聞けない? 「電子印鑑」と「電子署名」(1)

世の中で「DX」化、「はんこレス」化が叫ばれているものの、なかなかIT知識のアップデートができない、という状況に悩む日々です。 「電子印鑑」と「電子署名」を取り上げたいのは、そんな私のところにも不動産売買に関する相談が来られた方が、電子署名による電子契約が、電子署名による電子契約書でな

(会員 西村 紀子)

★かなパブ最前線★
**かなパブから津々浦々に
ひまわりの花を**

公設事務所支援委員会 委員 秋本 佳宏



筆者が赴任していた静岡県下田市にある白浜神社の鳥居

「津々浦々にひまわりの花を」は日弁連が作成したひまわり基金法律事務所(公設事務所)とは、弁護士過疎の問題を解消

するために、日弁連、弁護士会及び弁護士会連合会の支援を受けて開設される法律事務所である。現在までに北は北海道から南は沖縄まで120か所以上の公設事務所が設置され(現在稼働中の公設事務所は40か所程度)、いわゆる「ゼロワン地域」の問題は大幅に解消された。1月1日現在、弁護士ワン地域が1か所(新見支部)あるのみである。もっとも、そのゼロワン問題の解消状態を維持するためには、今後も継続的に、ひまわり基金法律事務所の後任所長を養成・派遣し続ける必要がある。

ひまわり基金法律事務所の後任所長となるためには、一定程度弁護士実務経験を積む必要がある。当会において、ひまわり基金法律事務所への赴任を希望する若手弁護士を育成し、全国各地のひまわり基金法律事務所送り込んでいく養成事務所が、かながわパブリック法律事務所(以下、「かなパブ」)である。

ここ数年、ひまわり基金法律事務所への赴任を希望する弁護士が減少しており、所長を募集してもなかなか応募者が現れないという「後継者不足」の問題がある。

そのような状況の中、3月から、かなパブの渡邊泰孝弁護士が山形県の新庄ひまわり基金法律事務所へ赴任することが決まっていた。人柄もよく誠実であり、地域のために尽力して

力してくれるだろう。また、新人弁護士として三浦正人弁護士が加入した。今後、かなパブで研鑽を積み、いずれ司法過疎地にひまわりの花を咲かせてほしい。

これまで、かなパブは、15か所以上に弁護士を送り出している。ひまわり基金法律事務所の制度を維持するためにもその存在意義は大きく、今後も公設事務所への赴任を希望する弁護士の育成を担ってもらう必要がある。

もっとも、会員の皆様の支援なしにこのような活動を継続するのは難しい。これまでのご協力いただきありがとうございます。あるが、引き続き会員の皆様にはご支援をお願いしたい。

1月14日、横浜市戸塚区のKPIPA R Kにおいて、当会会員が多く加入している横浜法曹テニスクラブの新年初打ち会が開催された。

当日は、若男女問わず22名のテニス好きが新春の寒空の下集まった。同クラブではテニスが上手な人も初心者も皆が楽しめるよう工夫している。初打ち会も、ダブルスでの対戦で各ペアをA、Cの3クラスに分け、各クラス3〜4ペアが優勝(商品)とプライドをかけてリーグ戦形式で行った。

各クラスとも熱戦が繰り広げられ、安西信之助(二弁)・長谷川慎也(一弁)ペア(Aクラス)、中村千之(東京)・前田康行ペア(Bクラス)、村松雄太・佐藤武晴ペア(Cクラス)がそれぞれ優勝し商品を獲得した。

Aクラスは「本当に弁護士なの？」と聞きたくなるほどの強く激しいストロークの応酬となり、当クラブの実力の高さを証明していた。これに対してCクラスでは、会員と小学生の子どものペアも参加し、当クラブの楽しい雰囲気を実感していた。

なお、参加者の中にはケガを理由にクラスを下げた参加者もおきながら、優勝してしまった者もあり、当クラブの勝ちに向けた強い意欲を証明していた。どこを見てもいい

にも当クラブらしい初打ち会となった。同クラブではメンバーを募集しているが、特に初心者については、少しの努力で簡単に優勝することが可能な状態となっており、お勤めとのことである。実力の高い会員はもちろん、昔少しかじった、最近の腰が...という会員も絶賛募集中心である。

入会希望者は筆者までご連絡下さい。

(会員 佐藤 裕)

会員のバックグラウンドは様々

新入会員歓迎会

1月15日、ロイヤルホールのヨコハマにて、新入会員歓迎会が開かれた。55名の新入会員を始め、新入会員の事務所先輩、そのクラブ紹介で盛り上がる会場

の他多くの会員が出席して、盛大な会となった。昨年の新入会員歓迎会から、開催時期・方法に新型コロナの影響はほぼなくなり、通常運転の歓迎会であった。

初めに、島崎友樹会長から挨拶があり、弁護士にとって仕事以外の趣味や活動の場をもつことの大切さについて話がなされた。

続いて、岩田武司常議員会議長から乾杯の発声

があり、多くの知り合いを持つことの貴重さについて話がなされた。

食事をしながら楽しく歓談した後、新入会員全員が一人一人、壇上で挨拶をする時間となった。

新入会員の挨拶を聞くのと、ひとことで「新入会員」と言っても、多様な会員が揃っていることがわかる。学生から修習を経て入会したばかりの文字通りフレッシュな会員、既に弁護士業はしっかり経験済みで他会から登録換えで当会に入会した会員、弁護士以外の法曹を含む他の職業を長年勤めた後入会した会員など、バックグラウンドは実に様々である。趣味や

エピソードの内容や、話の長さや、話し方も、実に個性豊かであった。

新入会員の挨拶の後には、恒例の当会の各クラブや諸団体の紹介タイムとなった。これらクラブや団体への参加を通して、会長や常議員会議長からアドバイスがあったように、仕事以外の趣味や活動を楽しんだり、事務所外の友人を増やしたりできるのだから、新入会員の皆様には、積極的にこういった活動に顔を出していただきたい。我々も新しい仲間を迎えるのを楽しみに待っている。

(会員 石塚 陽子)

横浜法曹テニスクラブ **新春初打ち会** Sports

本年初打ち

ボールの行方は...?

笑顔の各クラス優勝者たち

- デスク 千歳 博信
 記者 山口 陽
 若林 将大
 渡邊さち穂
 古西 達夫
 鈴木 健
 香川 志野
 越川 純哉

編集後記

蝶は紫外線を見ることが出来るため、色の見え方も独特であると言われる。翻ってみるに人は当たり前のように赤は赤、緑は緑と呼称する。しかし、それぞれの観察者において、対象となる色を「同じ色」として認識しているかどうかを確認する方法はないように思える。

それぞれの観察者における視覚認識の過程を横断的に分析することは困難だからである。

我々は「認識を共有する」と安易にいうが、蝶から見える世界を想像すると、その前提の危うさを感じずにはいられない。